

社会福祉法人桑名市社会福祉協議会 評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桑名市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条に規定する評議員の報酬に関する事項について定めるものとする。

(報酬)

第2条 評議員の報酬は、出席1回につき3,000円とする。ただし、一日で複数回の出席があった場合でも、1回とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、行政庁の職員及び本会の常勤の職員（常勤の嘱託職員を含む。）が評議員の職を兼ねる場合には支給しない。

3 報酬は、出席の都度直接本人に支給するものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(公表)

第3条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年8月25日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成29年4月10日施行の社会福祉法人桑名市社会福祉協議会評議員費用弁償規程は廃止する。